

岩手県告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年1月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
北上こども医院	北上市村崎野15地割354番地2	令和7年1月1日
ウェルビー薬局北上駅西口店	北上市大通り一丁目3番1号 おでんせプラザぐろーぶ1階	〃
菜の花クリニック千厩	一関市千厩町千厩字東小田90番地 千厩ショッピングモールエスパ	〃
クスリのアオキ大更薬局	八幡平市大更第21地割38番地1	〃